

25建企第648号
平成26年3月31日

(一社) 長崎県建設業協会長
(一社) 長崎県中小建設業協会長
(社) 長崎県造園建設業協会長
(一社) 長崎県ほ装協会長
(一社) 長崎県工務店連合会長
(一社) 長崎県管工事協会長
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会長
(社) 長崎県斜面安定技術協会長
(一社) 長崎県のり面協会長
(社) 長崎県下水道建設業協会長
長崎県建設工業協同組合長
長崎県電気工事業工業組合長
長崎電気設備協同組合長
長崎県管工事業協同組合連合会長
長崎県漁場整備開発協会長
長崎県造船協同組合長

様

土木部長



長崎県土木部発注の類似工事の取り扱いの運用の改正について
及び土木部所管建設工事抽選型指名競争入札の適用の廃止について

土木部所管建設工事抽選型指名競争入札は、同一箇所では複数の同種工事を発注する場合に談合防止等を目的として、平成14年4月から試行しておりますが、電子入札が平成24年1月より全ての競争入札において実施され談合防止にも有効な手段となっていることから、紙入札である抽選型指名競争入札の適用を廃止することとします。

このため、今後、同一箇所では複数の同種工事を発注する場合は、抽選型指名競争入札の適用は行わず、別に定める「類似工事における受注機会拡大の運用について」を適用することとしたので別添のとおり運用を改正することとします。

(平成14年3月29日付け13監第536号「長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行実施要綱」及び平成22年4月30日付け22建企第78号「複数の類似工事における請負業者の受注機会の拡大について」は、本通知の適用をもって廃止します。)

記

1. 類似工事における取り扱いについては、「類似工事における受注機会拡大の運用について」を参照

2. 適用

平成26年4月1日以降に起工する工事から適用する

類似工事における受注機会拡大の運用について

平成21年7月28日 21建企第268号

平成26年3月31日 25建企第648号

1 目的

長崎県が発注する建設工事について、請負業者の受注機会の拡大、工期の短縮及び請負業者の倒産に伴う工事施工中止のリスク分散を目的として、類似工事を適切に発注するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

長崎県が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事を対象とし、土木部所管の建設工事で建設工事指名審査委員会が選定した工事とする。ただし、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。）については対象外とする。

3 発注方式

一般競争入札及び通常型指名競争入札とする。

4 選定方法

以下の要件を勘案して選定すること。

- ① 発注機関が同一であること。
- ② 同一日に入札執行を通知する工事若しくは同一日に公告を行い、同一日において入札を行う工事であること。
- ③ 同種工事として発注する工事であること。
- ④ 一般競争入札においては、想定される参加者業者が概ね同一であること。
- ⑤ 施行箇所が同一または近接であること。

5 発注する順番

発注する際は、設計金額が高い順に開札日時を設定すること。

6 入札参加者の不適合

落札仮決定者、落札候補者及び落札者となったものは、公告及び入札執行通知書に記載する類似する工事に入札したものの入札は不適合者とする。

7 落札決定等の方法

- ① 一般競争入札について

ア 類似工事により発注したものについては、開札日時の早い公告より順次落札仮決定若しくは落札候補者の決定を行うこと。

イ 前項の決定を受けたものは、当該公告の開札日時以降に開札を行う類似する他工事の公告に入札したものの入札は不適格とし、落札仮決定者若しくは落札候補者とはなり得ないものとする。ただし、落札候補者については、最高順位者を対象とし、最高順位者に参加資格が無いと認められた時は、次順位者に適用するものとする。

② 指名競争入札について

ア 類似工事により発注したものについては、開札日時の早い入札より順次落札決定を行うこと。

イ 落札決定を受けたものは、次に開札を行う類似する他工事の入札は、不適格として落札決定者とはなり得ないものとする。

8 入札の保留

① 一般競争入札について

類似工事により発注をおこない、本公告の入札を開札後に保留した場合は、本公告以降の類似する他工事の公告についても開札後に保留するものとする。

また、本公告以降に保留した公告の入札については、本公告の保留を解除した後に、保留した公告の入札を解除するものとする。

② 指名競争入札について

類似工事により発注をおこない、本入札を保留した場合は、本入札の開札日時以降の同一事業の他工区の入札についても開札後に保留するものとする。

また、本通知以降に保留した入札については、本通知の保留を解除した後に、解保留した入札を解除するものとする。

9 入札結果の公表

① 価格競争について

不適格となったものについては、入札金額を公表するものとし、入札結果欄に不適格と記載するものとする。

② 総合評価について

不適格となったものについては、入札金額及び評価値を公表するものとし、入札結果欄に不適格と記載するものとする。また、長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（平成21年6月18日21建企第184号）の公表対象とするものとする。

10 発注方式別の公告等記載例

① 一般競争入札（事前審査・総合評価落札方式）の公告記載例

○ 落札仮決定の順番

本公告及び▼（１）に記載する公告の落札仮決定の順番については以下によるものとする。

ア 落札仮決定については、開札日時の早いものより、順次落札仮決定を行うものとする。

イ 本公告により入札を行い、長崎県談合情報等対応マニュアル（平成 21 年 1 月 8 日付 20 建企第 653 号）の第 2－1 により保留した場合は、▼（１）に記載した公告で、本公告の開札日時以降に開札する公告についても、入札を保留するものとする。

ウ 上記の保留した公告が複数ある場合は、開札日時の早い公告から順次落札仮決定をおこなうものとする。

※ 以下は公告毎に記載する事

（A 公告の記載例・JV 案件は（２）を追記すること）

▼ 入札参加者の不適合

次に掲げる要件に該当したものが行った入札は不適合とし、落札仮決定者となり得ないものとする。

（１） 以下の公告において落札仮決定を受けているもの。

公告日	工事番号	工事名
平成○年○月○日	△△△△	B 工事
平成○年○月○日	●●●●	C 工事

（２） 入札した共同企業体の構成員に、前項の落札仮決定を受けた共同企業体の構成員が含まれるとき。

（B 公告の記載例・JV 案件は（２）を追記すること）

▼ 入札参加者の不適合

次に掲げる要件に該当したものが行った入札は不適合とし、落札仮決定者となり得ないものとする。

（１） 以下の公告において落札仮決定を受けているもの。

公告日	工事番号	工事名
平成○年○月○日	××××	A 工事
平成○年○月○日	●●●●	C 工事

（２） 入札した共同企業体の構成員に、前項の落札仮決定を受けた共同企業体の構成員が含まれるとき。

（C 公告の記載例・JV 案件は（２）を追記すること）

▼ 入札参加者の不適合

次に掲げる要件に該当したものが行った入札は不適合とし、落札仮決定者となり得ないものとする。

（１） 以下の公告において落札仮決定を受けているもの。

公告日	工事番号	工事名
平成○年○月○日	××××	A 工事
平成○年○月○日	△△△△	B 工事

- (2) 入札した共同企業体の構成員に、前項の落札仮決定を受けた共同企業体の構成員が含まれるとき。

② 一般競争入札（事後審査・価格競争）の公告記載例

○ 落札仮決定の順番

本公告及び▼(1)に記載する公告の落札候補者の順番については以下によるものとする。

ア 落札候補者については、開札日時の早いものより、順次落札候補者の決定通知を行うものとする。

イ 本公告により入札を行い、長崎県談合情報等対応マニュアル（平成21年1月8日付20建企第653号）の第2-1により保留した場合は、▼(1)に記載した公告で、本公告の開札日時以降に開札する公告についても、入札を保留するものとする。

ウ 上記の保留した公告が複数ある場合は、開札日時の早い公告から順次落札決定候補者の決定通知をおこなうものとする。

※ 以下は公告毎に記載する事

(A公告の記載例・JV案件は(2)を追記すること)

▼ 入札参加者の不適合

次に掲げる要件に該当したものが行った入札は不適合とし、落札候補者となり得ないものとする。

- (1) 以下の公告において最高順位者として落札候補の決定通知を受けているもの。

公告日	工事番号	工事名
平成○年○月○日	△△△△	B工事
平成○年○月○日	●●●●	C工事

- (2) 入札した共同企業体の構成員に、前項の落札候補の決定通知を受けた共同企業体の構成員が含まれるとき。

(B公告の記載例・JV案件は(2)を追記すること)

▼ 入札参加者の不適合

次に掲げる要件に該当したものが行った入札は不適合とし、落札候補者となり得ないものとする。

- (1) 以下の公告において最高順位者として落札候補の決定通知を受けているもの。

公告日	工事番号	工事名
平成○年○月○日	××××	A工事
平成○年○月○日	●●●●	C工事

- (2) 入札した共同企業体の構成員に、前項の落札候補の決定通知を受けた共同企業体の構成員が含まれるとき。

(C公告の記載例・JV案件は(2)を追記すること)

▼ 入札参加者の不適合

次に掲げる要件に該当したものが行った入札は不適合とし、落札仮決定者となり得ないもの

とする。

- (1) 以下の公告において最高順位者として落札候補の決定通知を受けているもの。

公告日	工事番号	工事名
平成○年○月○日	××××	A工事
平成○年○月○日	△△△△	B工事

- (2) 入札した共同企業体の構成員に、前項の落札候補の決定通知を受けた共同企業体の構成員が含まれるとき。

⑥ 指名競争入札の入札執行通知例

本入札は類似工事による発注であり、本入札の落札者となった場合は、類似する他工事（※1）の入札は不適格とする。また、本入札を保留した場合は、本入札の開札日時以降の類似する他工事の入札を開札後に保留するものとし、本入札以降に保留した入札については、本入札の保留を解除した場合に保留を解除するものとする。

括弧内の※1には工事名を記載すること。

附 則

この要領は、平成21年7月28日から施行する。（21建企第268号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。（25建企第648号）